

戦後初等社会科教科書にみる「女性」記述と市民性の位相

—東京書籍版社会科教科書の歴史的考察をもとにして—

(社会科教育教室) 福田喜彦

The Phases of "Woman" Description and Citizenship in the Elementary Social Studies Textbook after World War II

— Based on The Historical Investigation of Social Studies Textbook (Tokyo Shoseki Version) —

Yoshihiko FUKUDA

(平成25年7月24日受理)

1. 問題の所在

本稿の目的は、戦後の初等社会科教科書にみる「女性」記述から市民性の位相を検討することである。

筆者は、先の論文で戦後の初等社会科教科書で「女性」がどのように記述されていたのかを考えることは、男女平等の立場を保障した日本国憲法に示される「市民性」と社会科がどのような関係を構築してきたのかを明らかにすることにつながることを指摘した⁽¹⁾。また、戦前の国定教科書に登場した「女性」記述が戦後どのように変化したのかを比較することで、戦前との女性像の違いも明確にすることができ、それは、今日的な課題を捉えていく指標ともなりうるということを展望した⁽²⁾。

だが、そうした女性史研究の成果が社会科教育のなかで、これまで生かされてきたかといえれば必ずしも十分なものではない。その歴史的な背景として、「社会科」という教科の枠組みの中で、「女性」が戦後初期から時を経て、再び大きく意識されるようになるのが、歴史学研究において女性史研究が著しく進展した1970年代から近年にかけてのことであったことがあげられよう⁽³⁾。

それ以降、「ジェンダー」という新たな枠組みのもと、社会科教育の領域でも「女性」がどのように描かれてきたのかを再考し、これまでの社会科教科書に足りなかった視点を学問的な研究の成果を踏まえながら、教科書の叙述のなかに取り入れようとする試みがなされてきた。

けれども、ここでの新たな研究も中学校や高校の歴史教科書に関する研究が主たるもので、本稿で考察する初等教育の段階では十分な検討がなされていないのが現状である⁽⁴⁾。しかしながら、小学校の社会科教科書の中で、「女性」をどのように取り上げて、社会認識の形成と公民的資質の育成を図るのかは重要な問題であろう。

それでは、最近のジェンダー研究の進展を踏まえ、その影響を受けた初等教育段階での社会科授業はどのように展開しなければならないのか。その問いに答えていくには、歴史的な課題を整理した上で、これからの社会科のあり方を分析する新たな視座や枠組みが必要となる。

そこで、本稿では、戦後の初等社会科教科書にみる「女性」記述から市民性の変遷を明らかにすることで、初等社会科の教科書において、どのように「女性」を取り上げながら、新たな「市民性」に向けた社会認識の形成と公民的資質の育成を図る必要があるのかを検討したい。

2. 戦後日本の初等社会科教科書の「女性」記述の変遷

前述したように日本の社会科教育では、「女性史」や「ジェンダー」の研究が歴史教育を中心にして社会科教育へ取り入れられようとしている⁽⁵⁾。それは、先にみたような中等教育段階での歴史教科書に直接的な記述として導入されるとともに、初等教育段階での社会科

教科書にも少しずつではあるが、取り入れられてきている。では、初等教育段階の社会科教科書の「女性」に対する記述を観点にして、戦後日本における「市民性」の変遷をみてみると、どのように捉えることができるだろうか。

ここでは、東京書籍版の初等社会科教科書から「女性」記述の歴史的な変遷とその変化をたどってみよう。

戦後の日本の社会科教科書を学習指導要領の変遷にそって整理してみると、1951（昭和 26）年版・1955（昭和 30）年版・1958（昭和 33）年版・1968（昭和 43）年版・1977（昭和 52）年版・1989（平成元）年版・1998（平成 10）年版・2008（平成 20）年版の 8 つの時期に区分できる。本稿で東京書籍版の初等社会科教科書を取り上げたのは、戦後の社会科教科書として今日まで一貫して歴史的変遷をたどることができるとともに、本教科書の採択率や学校現場でのシェアの高さなどを鑑みてのことである。また、戦後の学習指導要領で歴史的変遷を区分するのは、改訂に合わせて社会科教科書の記述が変更されるからである。こうした観点で戦後の初等社会科教科書をみてみると、各時期に特徴的な「女性」記述を明らかにすることができるのではないだろうか。

なお、戦後最初に発行された文部省著作社会科教科書については、前述の論文で検討したのでここでは考察の対象から外している。

(1)1951(昭和26)年版学習指導要領期初等社会科教科書の「女性」記述

1951（昭和 26）年版学習指導要領期の初等社会科教科書では、「おかあさんのかかわり」（2 年）、「くらしのようすや着物」（5 年）、「さまざまな主婦」（6 年）「普通選挙」（6 年）などに「女性」記述がみられた。挿図やグラフでは、「婦人警官の絵」（2 年）、「朝廷に仕えていた女の人の礼服」（5 年）、「農家の主婦」「家庭外に職業をもつ主婦」「家庭にいる主婦」（6 年）などに記述がみられた。この時期に特徴的な「女性」記述は、6 年生に書かれた「生活改善のために働く人々」にある「女性」記述である。ここでは、働く女性が置かれている状況が具体的な事例とともに詳述されている。

例えば、【01】のように、子どもをもった女性が働け

るように公立や私立の保育所が増えていることの説明はその典型である。また、農業協同組合の婦人部で女性たちが共同して生活を支えるようにしていることや生活協同組合の子ども会や母の会で生活改善のための運動を行っていることなど女性の主体的な活動に目を向けた記述がみられる。戦後日本の社会において女性が家庭のなかだけでなく、一般社会でもアクティブに活動を広げていった様子を「女性」記述へと反映したものと考えられる。

【01】(二)生活の改善のために働く人々
世の中には、私たちの生活をよくするために大ぜいの人々が働いています。そして、そのためのしせつもたくさんつくられています。まず、市町村には公民館が設けられていますが、公民館では大ぜいの人々のために、いろいろな仕事が進められています。たとえば製粉や食品加工など、その地方でできる副業がゆきわたるように、道具や機械の使い方や修理の仕方などを指導したりします。また講習会や討論会などを開くこともあります。たとえば栄養についてよく調べている人をまねいて、講習会や料理の講習会などを開いたりします。またおかあさんたちのために、赤ちゃんのじょうぶな育て方について、保健婦の話を聞く会を開くこともあります。公民館にはこのほかにも、映写室や図書室やピンポン室などがあつて、町や村の人たちが健全なごらくをたのしめるようになっていきます。また、小さい子どもや赤ちゃんを持ったおかあさんたちが、工場や会社など、家庭の外でも働けるように、保育所が設けられています。保育所は、働いているおかあさんたちにかわって、赤ちゃんや子どもをあずかってそのめんどろをみる所です。今の日本には、家庭の外に出て働いているおかあさんが大ぜいいます。こういうおかあさんたちの中には、赤ちゃんや手のはなせない小さな子どもを持っている人たちもたくさんいます。このような人たちが子どものめんどろをみることのできるのは夜だけです。とって、昼間の長い時間、子どもたちをひとりではうっておいては、しつけもゆきとどかず、また着物や食べ物のせわもじゅうぶんにできませんから、子どもが病気になったり、ときには道路で遊んでいてけがをするようなこともおこりがちです。これではおかあさんたちは家に残してきた子どもたちのことが心配になり、仕事も手につかないでしょう。こういう時に保育所を利用すれば、おかあさんも子どもも、どんなにしあわせかせれません。保育所には育児のことにくわしいほぼさんがいて、あずかった子どもたちに、工作やゆうぎを教えたり、いっしょに楽しく遊んでくれたりします。また赤ちゃんのためには、小さなベッドのならんだへやがあり、そこでほぼやかんご婦が牛にゆうを飲ませたり、おむつをとりかえたり、そのほかいろいろなせわをしてくれます。それですから、おかあさんたちは一日の仕事をおえてから、子どもをむかえに行けばよいわけです。保育所があるということは、働くおかあさんや子どもたちにとってた

いへん便利なので、今ではその数がだんだんふえてきています。その中には市や県で建てたのもあり、私立もあります。また大きな会社や工場では、その中に保育所を設けている所もあります。農村には農繁保育所といって田畑での仕事が忙しい時だけ、女子青年会や婦人会や学校の生徒たちが中心になって保育所を設けるところもあります。(海後宗臣編『新しい社会科』6年上, 東京書籍, 1951年2月発行, 104-108頁)

(2)1955(昭和30)年版学習指導要領期初等社会科教科書の「女性」記述

1955(昭和30)年版学習指導要領期の初等社会科教科書では、「おかあさんとかかわり」(2年)、「農村での暮らし」(3年)、「漁村での暮らし」(3年)、「着物の変化」(4年)、「口分田」(6年)などに「女性」記述がみられる。挿図では、「じむいんさん」(2年)、「あわびとり」(3年)などに記述がみられた。この時期に特徴的な「女性」記述は、農村での女性の暮らしとともに漁村での女性の暮らしがクローズアップされている点である。特に、海で働く女性の記述に焦点が向けられている。

例えば、【07】【08】のように3年生の社会科教科書の記述に、「さかなのとりかた」「あま」「ひものつくり」(3年)などが書かれているのがその典型である。また、初期社会科の教科書構成と比較してみると、歴史的な領域の独立的志向が強まった結果、【12】のように6年生の社会科教科書のなかで、「着物はどのようにかわってきたか」「人々の生活」「大宝律令」(6年)といった歴史的単元の叙述内容としての「女性」が記述されるようになった。

【02】二 いそがしい田うえ (一) のうかのくらし
土よう日のごご、ひろしくんはとなり村のおばあさんのうちへいきました。おかあさんのうちはいま田うえのさいちゅうです。それで、ひろしくんのおかあさんはてつだいにいっているのです。(海後宗臣編『あたらしいしゃかい』3年上, 東京書籍, 1954年5月発行, 24頁)

【03】(二) 田うえ
水のはいった田んぼは一めんにきらきらと光って見えます。むぎわらぼうしをかぶった女の人たちが、一れつにならんでさっさとすばやくうえていきました。(海後宗臣編『あたらしいしゃかい』3年上, 東京書籍, 1954年5月発行, 31頁)

【04】(五) のうかのたのしみ
こんなときにはうちじゅうそろってゆっくりごはんをたべることもできません。とりわけおかあさんはごはんのしたくやせんたくや、赤ちゃんのせわもしなければならぬので、とてもたいへんです。(海後宗臣編『あたらしいしゃかい』3年上, 東京書籍, 1954年5月発行, 42頁)

【05】(二) 朝のしごと
よいしょよいしょとかけ声をかけて、男の人も女の人も力いっぱいふねをおしていきます。ふねがよくすべるようにすなはまには木のわくがおいてあります。(海後宗臣編『あたらしいしゃかい』3年上, 東京書籍, 1954年5月発行, 51頁)

【07】(三) さかなのとりかた
女の人があみの中のさかなをいせよくはまべにほうりあげます。さかなのうろこがきらきら光ります。(海後宗臣編『あたらしいしゃかい』3年上, 東京書籍, 1954年5月発行, 54頁)

【08】かいそうをとるしごとはおもに女の人やっています。この女の人たちをあまといいます。(海後宗臣編『あたらしいしゃかい』3年上, 東京書籍, 1954年5月発行, 58頁)

【09】(四) 新しい生活のくふう
けれども近ごろでは、屋根にけむりだしや、あかりとりのまどをつけるようになってきました。また、うまやも別にするようになってきました。なかにはかまどや台所を改良して、すいじが早くできるようにした農家もふえてきました。このためにたきぎもせつやくでき、女の人の仕事もたいへんらくになりました。(海後宗臣編『あたらしい社会』4年上, 東京書籍, 1955年1月発行, 21頁)

【10】(四) 漁村のくらし
ここの家でも、のきさきにさかなをほしています。男の人たちが、おきの方に出ている間、女の人や子どもたちが、こうしてひものつくりの仕事をしているのです。町をあるくと、ほしてあるさかなのにおいが、ぷんとはなをつくほどです。(海後宗臣編『あたらしい社会』4年上, 東京書籍, 1955年1月発行, 46頁)

【11】人々の生活
そのころふつうの人は、生まれて六歳になれば男でも女でも、朝廷から水田を分けあたえられました。(海後宗臣編『あたらしい社会』5年上, 東京書籍, 1954年5月発行, 19頁)

【12】大宝律令

土地は全部朝廷のものとなされ、人々に平等に分けられました。男でも女でも、六歳になると国から土地が分けあたえられ、死ねばまた国に返すしくみでした。(海後宗臣編『あたらしい社会』6年下, 東京書籍, 1954年5月発行, 72-73頁)

(3)1958(昭和33)年版学習指導要領期初等社会科教科書の「女性」記述

1958(昭和33)年版学習指導要領期の初等社会科教科書では、「いねかり」「いとをつくるこうば」(2年), 「農家の暮らし」「漁師の暮らし」(3年・4年), 「若い人や女の人の努力」(5年), 「日本風の文化」(6年)などに「女性」記述がみられた。挿図やグラフでは、「しょうゆのこうば」「せとものこうば」(2年), 「選挙権をもつ人のわりあい」(5年)などに記述がみられた。この時期に特徴的な「女性」記述は、1955(昭和30)年版と同様に漁村で暮らす女性の生活の様子と歴史的な記述のなかで女性の地位が描かれている点である。

例えば、【14】【15】【16】のように4年生の「砂浜の暮らし」「岩浜の暮らし」「島の暮らし」(4年)などの記述はその典型である。また、これ以前の教科書にもみられた「女性」記述ではあるが、5年生の「若い人や女の人の努力」(5年)で農業や生活の改善を図る女性たちの活動が大きく取り上げられている。

【13】りょうしのしごと

このあたりはむかしからあみでいわしをとる漁村としてさかえてきたところです。海がとおあさなので、船を出すにも、すなはまにひきあげるのにも、たいへんなくろうです。地びきあみをひいたり、帰ってきた船から魚を陸にあげたりするときなどには、年よりや女の人のたちや、子どもまでがはまに出てつづきます。ちかごろでは、このあたりもむかしにくらべてだんだん魚がとれなくなってきました。それで、りょうしのなかには、おきあいで行うをする漁船に乗り組んではたらいっている人もいます。(海後宗臣編『あたらしい社会』4年下, 東京書籍, 1962年6月発行, 54頁)

【14】すなはまの暮らし

りょうしたちは、船をもっている人にやとわれて、りょうしに出かけます。あらしなどで、魚のとれない日がつづくと、りょうしはくらしにこまります。また、りょうしの家では、女の人のたちが、近くの工場などにはたらきにいて、その金でくらしをたすけ

ています。また、家の近くの田や畑をたがやして、じぶんたちの家で食べるいろいろな作物を作っています。(海後宗臣編『あたらしい社会』4年下, 東京書籍, 1962年6月発行, 54-55頁)

【15】岩はまの暮らし

このあたりの海岸は、山がせまっていて、平地が少ないので、家と家とがこみあっています。どこの家でも、男の人はりょうしに出るので、女の人がうら山のだんだん畑にやさいなどを作って、くらしのたすけにしています。坂道をのぼったり、おりたりして、畑のしごとをするのは、たいへんほねがおれます。(海後宗臣編『あたらしい社会』4年下, 東京書籍, 1962年6月発行, 58頁)

【16】島でのおもなしごとは、漁業と農業です。

ふつうは男の人が漁業、女の人が農業をやっています。大島にはよい港があって、ここが遠洋漁業のこんきょ地にも使われています。また、女の人がてんぐさを集めたり、ひものを作ったりしている島もあります。(海後宗臣編『あたらしい社会』4年下, 東京書籍, 1962年6月発行, 62-63頁)

【17】若い人や女の人の努力

第二次世界大戦後の農村では、農業や生活をかいぜんするために努力する若い人や女の人ののはたらきがめだってきています。はえやかをたいじしたり、台所を改良して、ねんりょうや労力をせつやくしたりして、くらしをかいぜんしようとする努力は、どの農村でもみられます。このような活動で生活がよくなってくると、それにつれて生産も高まってきました。(海後宗臣編『あたらしい社会』5年上, 東京書籍, 1963年10月発行, 52頁)

(4)1968(昭和43)年版学習指導要領期初等社会科教科書の「女性」記述

1968(昭和43)年版学習指導要領期の初等社会科教科書では、「海で働く人」「砂浜の仕事」「島の仕事」(2年), 「農業人口の変化」(5年), 「かな文字」「日本町」「参勤交代」「富国強兵」(6年)などに「女性」記述がみられた。挿図やグラフでは、「農業で働く女子の割合」(5年), 「いろいろなはにわ」「米騒動」「さまざまな民族の服装」(6年)などに記述がみられた。この時期に特徴的な「女性」記述は、農業人口の変化にともなう農村社会の変化と女性との関わり、近代日本における女性の活動といった「女性」記述が増えている点である。

例えば、【19】のように5年生の「農業人口の変化」では、都市へ若者が流出した結果、農村で若い人が減り、

高齢者や女性が増えていることが描かれている。また、
【20】のように「富国強兵」のなかで富岡製糸工場の女工として働く女性の姿が書かれるようになった。さらに、図には米騒動に関わった女性の様子も示されるようになった。こうした歴史的な記述に「女性」記述が多くなった一方で、全般的に、各学年でみられていた現代社会での多様な女性像に関する記述は少なくなっている。

【18】 暮らしのくふう

男の人たちのなかには、船をもっている人にやとわかれて、遠くの家まで魚をとりに出かける人がたくさんいます。女の人たちは、船の出し入れや魚の水あげのしごとをしたり、家の近くの田畑をたがやしたりしています。なかには、近くの工場にはたらくにいたり、春や秋に、農家などへ出かせぎにいたりしている人もいます。(海後宗臣編『あたらしい社会 4年上, 東京書籍, 1972年2月発行, 135-136頁)

【19】 農業人口の変化

農村のわかい人たちのなかには、都市に出て、工業や商業などのしごとについて働く人が多くなっています。また、都市に近い村では、近くの工場や会社、商店、役所などにつとめる人もいます。農村には、新しい農業をめざして、しごとにはげんでいるわかい人も少なくありませんが、全体としては、農業で働く人にわかい人がへり、老人や女の人が多くなってきています。(海後宗臣編『あたらしい社会』5年上, 東京書籍, 1972年2月発行, 122-123頁)

【20】 富国強兵

官営の富岡製糸工場(群馬県)を建設した人々は、れんがづくりのこの工場を建てるために、フランス人の技師のもとで、れんがの焼きかたや積みかたなどから学んでいったということです。また、ここで女工として働いていた士族のむすめたちは、やがて各地の製糸工場で、まゆから生糸を作る新しい技術の指導者となりました。(海後宗臣編『あたらしい社会』6年上, 東京書籍, 1972年2月発行, 125-126頁)

(5)1977(昭和52)年版学習指導要領期初等社会科教科書の「女性」記述

1977(昭和52)年版学習指導要領期の初等社会科教科書では、「おかあさんとかかわり」(2年)、「ごみの始末」「冬の暮らし」(4年)、「兼業農家」「女子工員さんの話」(5年)、「登呂の村と水田」「邪馬台国の女王」「貴族の暮らし」「紡績工場の仕事」(6年)などに「女

性」記述がみられた。挿絵や資料では、「自分の田は自分の手で」(5年)、「紡績女子工員」(6年)などに記述がみられた。この時期に特徴的な「女性」記述は、兼業農家の増加による農村での女性のくらしの変化、工場での女性労働者の様子などの記述、歴史的な記述での女性の取り扱いの増加などである。

例えば、5年生の「短くなった作業時間」では、稲作の効率化によって作業時間が軽減される一方で、「ふえる兼業農家」では、収入がたりないために男性が出かせぎに行かなければ生活できず、そのため女性の負担が増していることなどが書かれている。また、**【21】**や**【22】**のように「女子工員さんの話」では、工場働く女性たちの声が資料として示されている。こうした「女性」記述に対して、これまでみられていた漁村や島といった農村以外で働く女性の生活や仕事の様子は教科書の「女性」記述にあまりみられなくなった。一方で、6年生の「邪馬台国の女王」や「藤原氏」で、女性に関する記述が登場するようになった。そして、本稿で分析した教科書のなかで、政治と女性に関する記述で注目すべきなのが、**【28】**～**【33】**で示した「これからの政治」(6年)に書かれた京都府園部町の熊原の女性たちの「水道をつくろう」の事例である。女性たちが主体的に政治的活動に取り組んだ結果、みずからの生活を改善していった様子を憲法の理念と政治の役割を考える学習事例として叙述している点は、戦後日本の初等社会科教科書で特質すべき点であると考えられる。この点については、後の章で再度、社会科教育史上における特質と意義を考察したい。

【21】 人々の努力

組立工場では、女子の工員さんたちが三人から四人の組に分かれて働いています。それぞれからちがう製品を、すばやい動作で組み立てています。(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』5年下, 1982年6月20日発行, 37頁)

【22】 <資料>女子工員さんの話

●仕事はほとんど手仕事です。生産を高めるため、同じ仕事になれた人がグループをつくっています。
 ●製品は、親工場から係の人がきて、きびしく点検します。一つでも不良品があると、工場の責任になります。信用にもかかわることになります。そこで工場では、検査係の人をおいて、こまかく気をくばっているのです。
 ●製品の品質をよくするために、親工場の人まねいて、研究会や講習会などを

おこなっています。(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』5年下, 1982年6月20日発行, 37頁)

【23】工業の発達とくらしの変化

工業の発達は、農村のすがたをも変えていきました。工業製品が農村まで出まわると、農民は便利なこれらの商品を買って生活するようになったため、自給自足をしていた農村の生活はしだいにくずれていきました。そのいっぽう、工業の発達は、女子の工場労働者の問題や、足尾銅山の鉱毒事件などの社会問題をおこすものにもなりました。(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』6年下, 1982年6月20日発行, 31頁)

【24】日露戦争のころには、工場労働者の半数は

女子でした。ことに、製糸や紡績の工場では、貧しい農家から働きにきた娘たちを、安い賃金で使っていました。長い時間働かされたため病気にかかり、帰郷したり、なくなったりした人も少なくありませんでした。(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』6年下, 1982年6月20日発行, 31頁)

【25】この時代の女子工員や農民の生活について、

つぎのページの資料をもとにして、くわしく調べてみよう。(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』6年下, 1982年6月20日発行, 31頁)

【26】資料 紡績工場の仕事

紡績工場くらい、長い間、女工をむりに働かせるころはない。どの工場も、一日にだいたい十二時間くらい働かせるのがふつうだ。……休み時間は、ほとんどの工場が、九時、十二時、三時の三回で、九時と三時は十五分ずつ、十二時に三十分、合計一時間である。……けれども、すこしまえまでは、生産高をふやすために、休み時間でも機械の運転はとめなかった。そのため、当番の女工は、休み時間にも機械をはなれることができず、休んでいる女工のぶんまで仕事をしなければならなかったわけだ。……いまは、休み時間に、機械の運転をとめることが多いが、それでも、機械の掃除つぎの仕事の準備をしていると、十五分や二十分はたちまちつぶれてしまう。それに、休み時間といっても、女工の休けい室のないところがほとんどだ、……昼食にしても、家からかよう女工などは、仕事に追われるものだから、もってきた弁当を、機械の間にひっかけておいて、あい間、あい間に食べたりした。(「女工哀史」の一部をやさしくしてまとめたもの)(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』6年下, 1982年6月20日発行, 32頁)

【27】図 紡績女子工員

二十人に一人の割合でかんとくがつき、きびしく指導されました。ほとんどが、農村から集められたわかい女性たちでした。(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』6年下, 1982年6月20日発行, 32頁)

【28】(四) これからの政治

毎日の生活に必要な水に不自由していた女の人たちが、水道をつくるために努力した話です。わたしたちは、この例を通して、政治とわたしたちの生活との関係や、これからの政治について考えてみました。(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』6年下, 1982年6月20日発行, 86頁)

【29】水に苦しむ

京都駅から列車に乗って約一時間、さらに自動車で二十分ぐらい行くと、熊原(京都府園部町)という小さな集落があります。一九六一年(昭和三十六年)ごろから、熊原では、いどの水がすくなくなりました。上流にダムができて川の水の量がへったことや、じゃりをたくさんとったために川底が低くなったからでした。新しくいどをほったり、いどを深くしたりしましたが、水はあまり出ませんでした。そのため、熊原の女の人たちは、雨の日も、冬の寒い日も、すいじや洗たく、ふろに使う水を、川からくんで、遠い道をかついで運ばなければなりませんでした。女の人たちにとっては、農業や家事、育児といったこれまでの仕事のほかに水くみの仕事までが加わったのです。「これでいいのだろうか。」「なぜ、わたしたちはこんなになんぎなことをしなければならないのだろうか。」「もっとらくに水をえられるようにしたい。」など、いろいろな意見ができました。水道をつくってほしいという願いが、熊原の女の人たちの間に広まっていきました。女の人たちは、町役場に行き話しました。しかし、水道をつくるには、一けん二十万円もかかるということを知りて力をおとしました。せつかく高まった女の人たちの気もちをおさえたのは、お金の問題だけではありませんでした。男の人たちからひはんを受けたのです。「女は金のかかることしかいわない。もうけもしないくせに。」「うちは嫁に川から水を運ばすからいい。」熊原には、「女というものは、人前に出て、意見をいったりするな。」「男のいうことにしたがってさえいればいいんだ」という考えかたが強く残っていたのでした。(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』6年下, 1982年6月20日発行, 86-88頁)

【30】めざめる女の人たち

熊原には、生活改良普及員が指導する料理教室が開かれていました。女の人たちはここに集まってくるとよく自分たちのいろいろな苦勞を話しあっていました。そして、だれかが、どうにかしてくれないものかと思っていました。あるとき、生活改良普及員が、「いちばんかなわないのはだれですか。」といました。女の人たちは、このことばにはっとしました。「そうだ、いちばんかなわないのは自分たちだ。かなわないと思っているものがなんとかするよりしかたがないのだ。」と気がつきました。それからは、自分がなにかをしなければ自分たちの生活は、変わっていかないと考えて行動するようになっていきました。(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』6年下, 1982年6月20日発行, 88頁)

【31】一ぱいの水

女の人たちの願いはなかなか実現しませんでした。ところが、ある夜のことで。熊原に大火事がありました。このとき、水を求めてかけこんできた人に、その家の人が、「ちょっと待って。あしたの米をたく水を一ぱいだけとらして。」といました。そのことが、あとで、女の人たちの集まりのときに問題になりました。大火事のとくに、あんなことをいうのは非常識だと考えました。ところが、その場にいた生活改良普及員は、水のない毎日のくらしが、そこまで人の心のなかにしみこんでいる。そんな非常のばあいに、とっさにそんなことばがでるほど水に苦しんでいるのではないか。」といました。(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』6年下、1982年6月20日発行、88頁)

【32】憲法の学習

女の人たちの水道をつくるという運動は、それを機会に強くなりました。憲法の学習会もはじまりました。この学習会で、憲法が自分たちの生活と深く結びついていることを学びました。このことが、水道をひく運動に、いっそう大きな力をあたえました。水道をひく運動はだんだん輪を広げ、たくさんの署名も集まりました。毎日、農作業をしたあとで、この運動をすることは、たいへん苦しいことでしたが、熊原の女の人たちはねばり強く続けました。(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』6年下、1982年6月20日発行、88-89頁)

【33】ついに実現

女の人たちの願いは、ついに町の議会でとりあげられて、熊原に水道をつくるのがきめられました。女の人たちは京都府庁にも出かけて行き、補助金をだしてもらおうにしました。「水をなんとかしてほしい。」と町役場にうったえてから七年あまりたって、ついに努力が実を結びました。一九六八年(昭和四十三年)四月、各家庭につけられた水道のじゃ口から、水がほとぼり出ました。みんなは手を取りあってよろこびました。「ふろにはいったら、あしのつまきまで、すきとおって見えたわ。」というよろこびの声も聞かれました。この水道は、女の人たちの力と、それにこたえた町や府、国の努力でつくられたものです。この運動は、水道をつくったというだけではなくて、身近な問題の解決を通して、憲法の精神をじっさいに生かす運動であったのです。水道ができてからも、まだ、「水道ができたと思ってのさばるな。男がうんといわなければできないのだ」といわれることがあります。しかし、熊原の女の人たちは、川岸に、小さいながらも、どっしりと建っている水道の施設を見るたびに、憲法を思い出し、それを自分たちのくらしのなかの力として、がんばろうと思っています。(宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会』6年下、1982年6月20日発行、90-91頁)

(6)1989(平成元)年版学習指導要領期初等社会科教科書の「女性」記述

1989(平成元)年版学習指導要領期の初等社会科教科書では、「邪馬台国の女王卑弥呼」「北条政子」「参勤交代」「文明開化」「与謝野晶子」(6年)などに「女性」記述がみられた。挿図や資料では、「平安時代の服装」「舞踏会を楽しむ政府の役人」「紡績工場の仕事」(6年)などに記述がみられた。この時期に特徴的な「女性」記述は、歴史的な記述が多くなる一方で、それ以外の部分での直接的な記述は少なくなっている点である。特に、3年生から5年生までの間の教科書記述にはほとんど「女性」を強調させた叙述は登場していないが、その理由についてはさらに検討する必要があるように思われる。一方、歴史的な記述では、例えば、【39】のような「北条政子」をはじめ、「与謝野晶子」といった新たな女性が「卑弥呼」「紫式部」「清少納言」などの従来登場していた女性の歴史的人物とともに書かれるようになった。これは、この時期の学習指導要領が小学校の歴史学習で人物を強調するようになったことと関係があると考えられる。また、挿図で各時代の男女の服装が示され、美人画などが記載されるようになった点も特徴的であろう。

【34】邪馬台国の女王卑弥呼

中国の古い歴史の本には、中国に使いを送っていた30ほどのくにの一つの邪馬台国とそのくにの女王卑弥呼について次のように書かれています。「このくにの男は、はばの広い布を結び合わせて服とし、女は、大きな布の中央にあなをあげ、そこから首を出して着ている。人々は、稲やあさを植え、かいこを飼い、織物をつくっている。邪馬台国の王は、もとは男であったが、争いがおこり、戦いが続いたので、くにぐにが相談して、卑弥呼という女性を王に立てた。卑弥呼は、まじないをして、人々をひきつける不思議な力を持っている。女王になってからは、ほとんど人に会わず、女の召使い1000人に、身の回りの世話をさせている。また、宮殿、やぐら、さくの周りには、いつも兵士がいて守っている。女王は、中国に使いを送り、おくり物のおかえしに、中国の王は、卑弥呼に位をあたえ、りっぱな織物や銅の鏡などをさずけた。」(宇沢弘文ほか編『新しい社会』6年上、東京書籍、1991年2月発行、15頁)

【35】このようなくにの一つに、女王卑弥呼が治めた邪馬台国があります。中国の古い歴史の本には、邪馬台国の様子がくわしく述べられ、また、中国と交わりを持っていたことが書かれています。

(宇沢弘文ほか編「新しい社会」6年上, 東京書籍, 1991年2月発行, 15頁)

【36】藤原氏は、娘たちを天皇のきさきにして、天皇とのつながりを強くしていきました。そして、そのきさきが生んだ皇子が天皇の位につくと、摂政や関白という役をはじめ、朝廷での重い役をしめるようになりました。(宇沢弘文ほか編「新しい社会」6年上, 東京書籍, 1991年2月発行, 36頁)

【37】このころ、源氏物語というすぐれた文学が生まれました。天皇のきさきとなった道長の長女に仕える紫式部という女性が書いたものです。貴族たちの生活や気持ちが、ひらがなで、美しくえがき出されています。また、別のきさきに仕えた清少納言は、自然の様子や人々の感情を、随筆の枕草子の中に、こまやかにあらわしました。(宇沢弘文ほか編「新しい社会」6年上, 東京書籍, 1991年2月発行, 37頁)

【38】服そうも、女性の十二単に代表されるように、男女とも日本風のものになってきました。(宇沢弘文ほか編「新しい社会」6年上, 東京書籍, 1991年2月発行, 37頁)

【39】頼朝の妻北条政子の決心 幕府をたおせという朝廷の命令が、鎌倉にいる武士たちの一部にひそかに伝わってきました。おどろいた武士たちが幕府に集まってくると、政子は決心を告げました。
「昔、頼朝どのが、平氏をほろぼし、幕府を鎌倉に開いてから、そのご恩は、山よりも高く、海よりも深いほどです。それが今、よからぬ者のはかりごとのために、朝廷は、幕府を倒せと命令しています。名誉を大切にす武士ならば、よからぬ者をうちとって、源氏3代の将軍が残したあとを、りっぱに守ってくれるにちがいありません。もし、朝廷方につきたい考えの武士がいるなら今すぐに申し出てごらん下さい。」頼朝の妻で、頼朝の死んだあとにになっていた政子は、頼朝のご恩をこのように説いて、武士たちの団結をうたえました。このうたえに、武士たちは、みな感げきして、政子の考えに賛成したのです。このことから、武士の社会のご恩と奉公の関係をよく読み取ることができます。(宇沢弘文ほか編「新しい社会」6年上, 東京書籍, 1991年2月発行, 44頁)

【40】満20才以上の方は、男女ともに選挙権を持つことになり、1946年の総選挙では、はじめて女性の国会議員が誕生しました。(宇沢弘文ほか編「新しい社会」6年上, 東京書籍, 1991年2月発行, 125頁)

(7)1998(平成10)年版学習指導要領期初等社会科教科書の「女性」記述

1998(平成10)年版学習指導要領期の初等社会科教科書では、「卑弥呼」「山上憶良の歌」「日本風の文化」「政子の訴え」「富岡製糸場」「戦争への反対」(6年)などに「女性」記述がみられた。挿図や資料では、「ラインで働く千葉さん」(5年)、「富岡製糸場で働いていた女性の日記」「女性の権利をめざす演説会」「市川房枝」「平塚雷鳥」「女性も戦争の訓練」「活動する緒方貞子さん」(6年)などに記述がみられた。この時期に特徴的な「女性」記述は、近代日本における戦争と女性のかかわりを描いたものが多く叙述されている点である。

例えば、【43】のように6年生の「民族独立の願い 韓国の人々と15才の少女」では、3・1独立運動で活躍した柳寛順のことが書かれている。また、【47】の第二次世界大戦でフィリピンに看護婦として参加した女性の証言、【48】のひめゆり隊員の手記など戦争と女性に関わる教科書記述が散見される。こうした戦争と女性のかかわりを示す「女性」記述は、東アジアでの戦後補償の問題や戦争と女性をめぐるジェンダー研究の進展などが影響したものと考えられる。政治的な記述では、女性議員の活動が紹介されている点が女性のより主体的な政治的参加を促すための「女性」記述として注目される。

【41】日本風の文化が生まれる
朝廷には、多く女性が仕えていました。紫式部もその一人で、藤原道長に教養をみとめられ、天皇のきさきである道長の娘の教育係として仕えました。紫式部は、源氏物語という文学作品を著しました。それは、かな文字で書かれた長編小説で、現在では世界の人々に読まれています。さらに、清少納言が著した枕草子など、女性たちの間に多くの文学作品が生まれました。また、貴族のびょうぶやふすまえにえがかれました。このようにして、日本風の文化が生み出されたのです。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年上, 東京書籍, 2001年2月発行, 26頁)

【42】女性のかつやく
源氏物語は朝廷に仕える女性たちの生活の様子を、かな文字で書いています。日本のくらしに合った表現ができるようになり、多くの女性たちが、物語を著したり、歌をよんだりすることができるようになりました。百人一首には、このころの女性の歌がたくさんせられています。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年上, 東京書籍, 2001年2月発行, 27頁)

【43】民族独立の願い 韓国の人々と15才の少女
1919年、元韓国皇帝の葬式が、日本の国葬として行われました。この葬式に、民族の独立を求めてたくさんの人々が集まってきました。集まりに参加した女学生柳寛順は、このときの独立宣言文を持って故郷に帰り、民族の独立を説いてまわりました。日本は、軍隊の力で全土に広がった独立運動をおさえ、柳寛順もとらえられましたが、独立の願いはすてませんでした。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年上、東京書籍、2001年2月発行、88頁)

【44】民主主義の意識が高まる
日清・日露戦争のち、日本の工業は大きく発展しました。しかし、工業の発展とともに、労働問題や社会問題がおきてきました。1914年(大正3年)、ヨーロッパで第一次世界大戦がおこると、日本もこの戦争に加わりました。ところが、大戦後、米などのねだんが急に高くなり、人々の生活が苦しくなってきました。人々は、生活を守るために、民衆運動や労働運動、農民運動をおこしました。また、四民平等になってからも就職や結婚などで差別され、苦しめられてきた人々は、全国水平社をつくり、差別をなくす運動に立ち上がりました。民主主義への意識の高まりが、普通選挙を求める動きとなり、25才以上のすべての男子が衆議院の選挙権を持つようになりました。男性より低く見られ、差別されてきた女性も、平塚雷鳥や市川房枝などを中心に、選挙権をみとめさせることなど、女性の権利と地位向上をめざす運動を進めていきました。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年上、東京書籍、2001年2月発行、91頁)

【45】日中戦争となって中国全土に広がる
1937年、日本軍と中国軍がペキン(北京)郊外で戦いを始め、それが、政府の考えとちがって、中国各地に広げられ、全面的に日中戦争となった。首都ナンキン(南京)を占領したとき、武器をすてた兵士や、女性や子どもをふくむ多くの中国人が投害された。このことは、日本の国民には知らされなかった。日本は、首都のナンキンを占領すれば、早く戦争が終わると考えていた。しかし、中国の人々は、日本の侵略に対して抵抗を強め、戦争は、日本の予想をこえて長く続いた。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年上、東京書籍、2001年2月発行、95頁)

【46】資料
戦争が長びき、日本に働き手が少なくなってくると、多数の朝鮮人や中国人を強制的に連れてきて、工場や鉱山などで、ひどい条件のもとで、きびしい労働をさせました。また、朝鮮人に対して、姓名を日本式の氏名に変えさせ、さらに、徴兵令を出して、男性を日本軍の兵士として戦わせました。若い女性も工場などに動員され、戦争に協力させられました。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年上、東京書籍、2001年2月発行、96頁)

【47】フィリピンの戦争に看護婦として行った人の証言

昭和17年8月15日、わたしに召集令状がきて、(中略)翌年、9月に、比島(フィリピン)のマニラにある病院に移った。日赤看護婦として外地勤務は大変名誉なことであった。(中略)19年、9月になると、マニラに米空軍の大空襲があった。11月には海上からの艦砲射撃も加わり、赤十字の大きな標識は全く無視され、負傷者が続出した。(中略)病院は、患者を守るため、奥地へ移動していった。(中略)昼はジャングルに隠れ、夜は杖を手に高い山を登った。食料はすでになく、砲声の静まるのを待って、飯ごうを持ち、カニ、油虫、ネズミ、カエル、野草などを取りに歩き、食べられるものは食べた。そして夜がくると、今日一日命のあることを感謝した。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年上、東京書籍、2001年2月発行、97頁)

【48】ひめゆり隊員の手記

沖縄方言、共通語、英語で投降を呼びかける声でやっと目が覚めました。心身ともに疲れ果て、米軍の水陸両用戦車が目前に迫っているのも知らなかったのです。しかし、当時の教育では、投降することは非国民だと決めつけられていたのです。みんな必死に逃げかくれました。私たちも万一の場合に備えて、エリのうしろには青酸カリをしのばせ、手榴弾一個は肌身はなさず持っていました。その間にも、岩をよじ登って上の方に逃げようとする人を、米兵はガムを噛みながら撃ち落としていきました。岩間では数名ずつ円陣をつくって手榴弾で自決していました。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年上、東京書籍、2001年2月発行、102頁)

【49】戦後の改革と日本国憲法を調べる
「祖母に、初めて女性が選挙権を持ったときのことを聞いてみました。」(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年上、東京書籍、2001年2月発行、106頁)

【50】女性の参政権が保障される
選挙法が改正され、初めての選挙で、女性の国会議員が39名選ばれました。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年上、東京書籍、2001年2月発行、106頁)

【51】資料
わたしの母は、終戦のとき33才でしたが、女性に選挙権が保障されるなんて思いもしなかったと言っていました。昭和21年に、初めて選挙で投票したときは夢のようで、女性の国会議員が初めて誕生したときは、世の中は変わったと思った、と言っていましたよ。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年上、東京書籍、2001年2月発行、106頁)

【52】 これからの課題をさぐる
女性の人権や社会参加の権利はどうだろうか。
(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年上, 東京書籍, 2001年2月発行, 112頁)

【53】 情報コーナーを取材した浅井さんのまとめ
3階に女・男(ひとひと)プラザというコーナーがありました。女性のためのくらしの情報を提供し、また、行事を行って、ふれ合いの場を設けています。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年下, 東京書籍, 2001年7月発行, 7頁)

【54】 市議会の働きを訪ねる
沢田さんは、地域センターができるまでに、市議会でのようなことが話し合われたのかについて市議会議員の小川さんにお聞きしました。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年下, 東京書籍, 2001年7月発行, 10頁)

【55】 小川さんの話
地域センターは、市民の方々の「文化的な生活を送りたい」「充実した施設がほしい」「生きがいのある生活を送りたい」など、いろいろな願いにこたえようとしたものです。用地の確保、予算、センターの中身の計画など、建設までには、さまざまな問題がありました。市議会でしんげんに話し合い、決定しました。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年下, 東京書籍, 2001年7月発行, 10頁)

【56】 図 男女平等になって初めての衆議院議員選挙(1946年)
はじめての投票で、女性の人たちはどんな願いを投票したのかな。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年下, 東京書籍, 2001年7月発行, 12頁)

【57】 図 活動する緒方貞子さん
前の国連難民高等弁務官として活やくしていた緒方さんが、難民となったコンゴ民主共和国の子どもたちをはげましています。(佐々木毅ほか編『新しい社会』6年下, 東京書籍, 2001年7月発行, 51頁)

【58】 AINU REBELSの酒井さんの話
先祖から受けつがれてきた伝統を大切にしながら、自分たちでつくった音楽と伝統的な音楽とを合わせて、新しいアイヌ文化を表現しています。アイヌに生まれたことのほこりをむねに、アイヌ文化の波を社会に起こしていきたいと思って活動しています。
(北俊夫ほか編『新しい社会』5年上, 東京書籍, 2011年2月発行, 43頁)

【59】 資料 日本初の女子留学生, 津田梅子
使節団とともにアメリカにわたった留学生の一人に、当時満6才の津田梅子がいました。梅子は、11年にもおよぶ留学生活からいったん帰国した後に、再びアメリカに留学しました。このとき梅子は自分の一生を日本の新しい女子教育にささげることを決意し、後に女子英学塾(現在の津田塾大学)をつくりました。(北俊夫ほか編『新しい社会』6年上, 東京書籍, 2011年2月発行, 105頁)

【60】 戦争と朝鮮の人々
戦争が長引き、日本に働き手が少なくなってくると、多数の朝鮮人や中国人が強制的に連れてこられて、工場や鉱山などでひどい条件下で、厳しい労働をさせられました。また、朝鮮人は、姓名を日本式の氏名に変えさせられたり、神社に参拝させられたりしました。さらに、男性は日本軍の兵士として徴兵され、若い女性も工場などで働かされ、戦争に協力させられました。(北俊夫ほか編『新しい社会』6年上, 東京書籍, 2011年2月発行, 131頁)

【61】 民主主義による国を目指して
敗戦によって日本は、アメリカなどの連合国軍に占領されました。日本の政府は連合国軍の指導により、民主主義国家として再出発するために、女性に選挙権を保障する選挙制度をはじめ、戦後改革とよばれる多くの改革を行いました。(北俊夫ほか編『新しい社会』6年上, 東京書籍, 2011年2月発行, 142頁)

【62】 これからの日本を考えよう
女性の人権や社会参加の権利はどうだろうか。(北俊夫ほか編『新しい社会』6年上, 東京書籍, 2011年2月発行, 148頁)

【63】 ソーレの所長さんの話
ソーレは0才から3才までの子どもとその保護者が利用することができます。1日に100人以上の人がソーレをおとずれ、地域に住む外国人や市外に住む人もたくさん利用しています。ソーレでは、子どもを自由に遊ばせられるとともに、子育てに関する相談や出産前後の学習なども行われています。季節の行事もたくさんあって、保護者の交流の場にもなっています。今後は、父親が参加しやすい行事を増やし、育児への父親の積極的な協力をよびかけたいと思います。(北俊夫ほか編『新しい社会』6年下, 東京書籍, 2011年2月発行, 6頁)

【64】 市役所の岡林さんの話
堺市では、すべての人が自由に移動し、活動し、参加できる「自由都市・堺」の実現を目指しています。そのために「おもてなし」の心をまちづくりにいかし、市民が安心してくらするような条例や制度もつくっています。そして、これからもあらゆる人

の目線に立ったユニバーサルデザインによるまちづくりを進めていきたいです。堺市が進めているこのような政策や仕事は、すべて日本国憲法の考えにもとづいています。(北俊夫ほか編『新しい社会』6年下、東京書籍、2011年2月発行、28頁)

【65】識字・多文化共生学級講師の大井さんの話
識字とは、社会で生活していくために必要な文字の読み書きや言葉を学ぶことです。差別や貧しさなどのために学校に行けなかった人たちが、外国から日本に来た人たちは、日本語の読み書きができないために日常生活でたいへん困っています。読み書きの力を身につけることは、社会に自ら参加する知識や技能をもつことにつながります。このことは、基本的人権として、すべての人に保障されなければならないことなのです。(北俊夫ほか編『新しい社会』6年下、東京書籍、2011年2月発行、30頁)

【66】鶴田真由さんの話
親善大使として、アフリカ開発会議や、アフリカのことを広く知ってもらうお仕事をいたしました。ケニアと南部スーダンの訪問では、食料などものの支援と同様に、心のケアなど人に対する支援の大切さを強く感じました。また、青年海外協力隊員や日本のNGOのかたにもお会いし、日本の支援が役立っていることをほこらしく感じました。アフリカでは人々の笑顔がとても印象的でした。わたしたちもその笑顔の源を学べればいいですね。(北俊夫ほか編『新しい社会』6年下、東京書籍、2011年2月発行、62頁)

【67】セネガルで活動をした清水さんの話
わたしは日本語教育の仕事をしていました。そのうち、学びたくても貧しくて学校に通えない人がいることを知り、学校以外の場でも無償で教えるようにしました。活動するとき大切なことは、必要とされる場所を探すことなのだと思えました。(北俊夫ほか編『新しい社会』6年下、東京書籍、2011年2月発行、64頁)

【68】緒方貞子さんの話
日本では、国連を中心とした国際社会で、日本がどのような貢献ができるのかがいわれています。わたしは、自分たちが自分の国でやっている日ごろの技術をいかして援助できるようになることがだいじだと思います。日本で、地域のために働いている人たちや、企業で働いている人たちが、その技術を通じて援助ができるようになることが求められています。国連は自分たちのものだと思うようになってもらいたいと思います。(北俊夫ほか編『新しい社会』6年下、東京書籍、2011年2月発行、68頁)

【69】環境省の川島さんの話
温暖化問題では、その原因とされる温室効果ガスを減らすため、京都議定書で定められた目標に掲げた

取り組みが各国に求められています。また、日本はそのすぐれた技術を世界のためにいかしていくことが、期待されています。環境問題は、世界全体で取り組むべき問題なのです。(北俊夫ほか編『新しい社会』6年下、東京書籍、2011年2月発行、71頁)

(8)2008(平成20)年版学習指導要領期初等社会科教科書の「女性」記述

2008(平成20)年版学習指導要領期の初等社会科教科書では、「近所の島津さんの話」「通信指令室の安田さんの話」「生活安全課の松島さんの話」「学校歴史博物館の竹村さんの話」「松江市観光文化振興課の守屋さんの話」(3年・4年)、「AINU REBELSの酒井さんの話」

「自動車会社の川崎さんの話」「菓子工場働く田辺さんの話」「総合病院の下嶋さんの話」(5年生)、「市役所の岡林さんの話」「識字多文化共生学級講師の大井さんの話」(6年)などに「女性」記述がみられた。挿図や資料では、「薬品や機械を使って水質をけんさする」「国宝の縄文ビーナス」(3年・4年)、「シートに使う布をつくる工場」「衛星の管理」(5年)、「樋口一葉」「女性運動」「東京オリンピックで金メダルをとった女子バレーボールチーム」(6年)などに記述がみられた。この時期に特徴的な「女性」記述は、各学年のお話のなかに女性が数多く登場することである。職種もさまざまに女性が具体的に社会で活躍している様子が示されている。

例えば、【59】の6年生の「津田梅子」をはじめ、「平塚らいてう」「市川房枝」などの歴史的人物だけでなく、【66】の「鶴田真由さんの話」、【68】の「緒方貞子さんの話」といった現代社会で活躍している女性の姿を具体的に紹介している。また、男女共同参画社会の理念を踏まえ、父親への育児参加を促した記述もみられる。各種の職業や取り上げられている人物をみると、それ以前の社会科教科書よりも「女性」記述を意識したものになっている。特に、公民的単元にそうした傾向がみられよう。

3. 戦後初等社会科教科書に示された「女性」と「政治」の学習単元の特質

戦後初等社会科教科書に示された「女性」記述のなかで、特質すべき学習単元が「熊原の女の人たちの運動」

である。この学習单元では、「水道をつくる」という身近な生活で困っている問題を捉えさせるだけでなく、自分たちの家庭と母親の生活の姿から課題を捉え、熊原の事例と対比して考えさせ、それを行った女性の活動を通して、「生活」と「政治」とのかかわりや憲法を暮らしに生かすという意味を理解させるものとなっていた。

本教科書の指導書によれば、社会科の学習では、典型事例を取り上げて、それを一般化するが、それが児童にとって未知の地域であるため、児童の実感がもてないことが課題とされていた。

そこで、本時の指導案では、より実感のわく資料を提示して、表面的な資料の読みとりに終わることなく、事例の中から積極的に政治と結びつけて問題を捉え、討議を深めるように配慮されている。

本单元で示された【ねらい】、【活動】、【資料の見方、使い方】は以下のようである。

【小単元のねらい】

身近な問題の解決を通して、憲法を精神を実際に生かした事例を中心として、毎日の生活が政治と深く結びついていることをとらえさせ、政治への関心を深めさせる。(三時間扱い)

【ねらい】 第一・二時 熊原の水道敷設の事例を読み、話し合う 1/3～2/3

①熊原の事例から、水道が実現するまでの過程の把握、政治と生活の関係や、これからの政治の考え方の把握。

②熊原の事例の読みとりと、憲法を暮らしに生かすことの意味の把握。

【活動】

1/3

○水が足りないと、毎日の生活はどのように困るか、自分の経験や見聞、これまでの学習などを思い出してみよう。

○水に苦しんでいた熊原の水道敷設の話を読んでみよう。

○熊原の人々が、水道敷設に成功するまでにどのように苦労したのだろう。

2/3

○グループの感想を発表しあって、みんなで考える問題を決めよう。

○みんなで選んだ問題について話し合ってみよう。

○この運動が成功したのはなぜだろう。

○生活と政治の結びつきについてまとめよう。

【資料の見方、使い方】

<大堰川と熊原>

大堰川は丹波山地に源を発し、亀岡盆地で園部川と合して、亀岡、嵐山を経て京都盆地に入り、淀川と合して大阪湾に注ぐ川である。亀岡付近から下流では保津川、嵐山を過ぎると桂川とよばれる。地図で大堰川を見つけさせる。(東書地図帳では、P.22 大

阪・京都附近) 写真から、山間の小集落であることをとらえさせる。戸数 27 戸、人口は 150 人にすぎないことを説明すると、児童のイメージを深めることができよう。井戸の水が出なくなってから、農家の主婦は、川の水を汲んで家まで運んだが、その仕事の苦労を写真を見て考えさせたい。(P.88 の写真と関連づけて)

<苦しい水くみの仕事>

川から水を運ぶ主婦の姿である。前のページの大堰川と熊原の写真から、距離的に水くみの仕事の苦労をとらえさせ、この写真によって、実感的にとらえさせたい。この写真を見て、①このバケツの水で、どれだけのことができるかを考えさせる。米をとき、野菜を洗い、汁を作ることができるか、風呂桶に水を満たすのに、何往復しなければならないだろうか。②水くみの仕事は休むわけにいかないことに気づかせる。雨の日も雪の日も暑い日も必ずしなければならない。③主婦には、この水くみの仕事のほかに、農業、家事、育児の仕事が山積していることを考えさせる。これらのことを話し合っただけで熊原の主婦の苦労をとらえさせていく。

<水道ができる>

P.86, 88 の写真でとらえさせた水くみの仕事の苦労と対比して、水道開設によって、水くみの仕事から解放された主婦の喜びを感じとらせる。

まず、本教科書の指導書のなかでは、「女というものは、人前に出て、意見をいったりするな」「男のいうことにしたがってさえいればいいんだ」(88 頁)という部分で、国民の権利、男女の平等という問題について考えさせることが示されている。また、「だれかが、どうにかしてくれないものか」(88 頁)という考え方が、「自分がなにかをしなければ自分たちの生活は、変わっていかないと考えて行動する」(89 頁)という考え方に変化していることを考えさせるように指示している。さらに、「ちょっと待って。あしたの米をたく水を一ぱいだけとらして」(89 頁)という言葉はどう思うか話し合わせる事が明示されている。

次に、【資料 1】【資料 2】は、本単元の指導案の例を示したものである。指導案の特色は以下の 2 点である。

第一に、【資料 1】をみると、「つかむ」では、4 年生が学習した水の学習の経験を生かし、児童の身近な生活の問題を考えさせるところから授業が始まっている。

「調べる」では、熊原の水道敷設は、熊原の女性の生活改善グループから発展して、自分たちの生活を見直したこと、それが住民運動へとつながっていったことなどを学習させている。「まとめる」では、「憲法」と「水道」の学習をつなげて自分の意見を形成できるように話し合

わせている。

第二に、【資料2】をみると、「つかむ」では、第一時で学習した内容をより深めていくようになっている。特に、熊原の事例をもとに、自分の生活と関係のある政治的な事柄について、話し合うことで、本単元の学習課題を明確にさせている。「まとめる」では、これまでの政治学習で学んだ成果を生かして、平等権や生存権といった基本的人権の概念を考えさせている。そのなかで、熊原の事例を男女平等、健康で文化的生活を営む権利などと関連させ、理念的な学習にならないように、生活と政

治を結びつけて考える視点でまとめさせている。

前の章で示したように、これ以前の教科書でも「女性」記述は随所に見られたが、女性の社会的活躍、政治権利の獲得、歴史的人物の紹介などの記述に止まっていた。それに対して、憲法の理念から基本的人権のあり方を問うた本単元では、生活のなかで苦しい思いをしている女性が自らの基本的人権を守るために、権利を行使し、自らの立場を変えていくことのできるプロセスを具体的な事例から考えることができるようになっている。そのことを学ぶことのできる事例が、「熊原の女の人たちの運

【資料1 「これからの政治」の指導案（第一時）】

<p>(4) これからの政治 熊原の水道敷設の事例を読む</p>	<p>本時のねらい ■熊原の事例を読み、水道が実現するまでの過程をとらえることができる。 □熊原を地図で確かめたり、事例の話を読みとることができる。</p>		
	<p>分節のねらいと内容</p>	<p>教師と児童の活動</p>	<p>留意点</p>
<p>つかむ (15)</p>	<p>水がなくて困った体験から、学習の課題をとらえることができる。 ■水と生活の関係 □体験や既習の事項の想起</p>	<p>①水が不自由だったら、わたしたちの生活はどうなるだろうか。 ↓ 1. 自分たちの生活で、水が足りなくて困った例をあげ、その体験を話し合う。 ↓ 2. 4年下で学習した安積疏水のことを思い出し、水に不自由した人々はどうしたか話し合う。 ↓ 3. 水に不自由した人々が、水道をひくためにどんな苦労をしたのか、話し合っ て考える。</p>	<p>身近な経験から水が不足して困った事例を取り上げ、熊原の人たちの苦労の実感をもたせるようにする。 生活改善グループから発展し、自分たちのの生活を見直し住民運動に発展していった過程を、教科書の文から読み取らせ、政治と生活との結びつきに気づかせるようにしたい。</p>
<p>調べる (15)</p>	<p>熊原の水道敷設の事例を読み、女の人たちの粘り強い運動の結果、ついに成功するまでの経過をとらえることができる。 ■水に苦しんだ様子 ■文章資料の読み取り</p>	<p>②熊原の女の人たちが、水道をつくるためにどんな努力をしたか調べてみよう。 ↓ 1. 教科書 P.86～91 を読む。 ↓ 2. 水道敷設が成功するまでの経過をまとめる。</p>	<p>憲法を学習したことと、水道をつくることとの結びつきを考えさせ、内容をカードにまとめると次時につなげることができる。</p>
<p>まとめる (15)</p>	<p>熊原の話を読んだ感想をまとめることができる。 □読後感の整理と話し合い</p>	<p>③熊原の水道敷設の話を読んだ感想をまとめよう。 ↓ 1. 読後感をノートに書く。 ↓ 2. グループで読後感について話し合う。</p>	
<p>●評価の観点 ①熊原の水道敷設の話を読んでまとめた感想をもつことができたか、ノートからとらえる。 ②文章や写真から、水道敷設完成までの経過をまとめることができたか、ノートを見てとらえる。</p>			

【出典】宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会 学習指導書』, 東京書籍, 1982年, 88-89頁より筆者作成。

動」であった。このように、学習教材としての意味でも、この女性運動の意義は大きい。

戦後、女性が参政権を得ることができたことは、憲法が示す男女平等の理念を具体化したものであったが、「熊原の女の人たち」に対する生活意識を変化させるには至っていなかった。それに対して、本教科書の「女性」記述では、児童は自らの生活経験をもとに、憲法が示す理念と生活の実態とのずれに気づくことによって、「熊原の女の人たち」の問題を考え、より具体的に学習できるようになっていた。こうした観点からの「女性」記述は、それ以前のものとは比べ、より明確に「女性」の問題を意識したものとなっていた。この点で本単元は、社会科の授業で「政治」と「生活」の2つの視点から「女性」の問題を考えるきっかけを与えるものであったといえる。

このように、本単元では、政治と生活の関係、これからの政治の考え方の把握、憲法を暮らしに生かすことの意味などを「熊原の女の人たちの運動」から読み解くことによって、児童に学習させることをねらいとしていた。

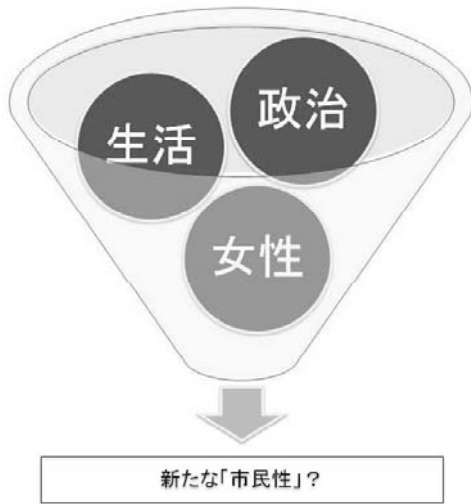
本単元の事例は、社会科教育史において、女性の主体的活動による新たな「市民性」の可能性を示したものとして評価することができる。加えて、単なる叙事的な「女性」記述から権利の主体としての「女性」記述へ本質的に転換したものとして意義があり、「女性」記述の観点からみて、戦後の教育改革以後における社会科のもう一つの画期となるものであった。

最後に、これまでの戦後初等社会科教科書の「女性」記述の変遷を踏まえて、本教科書の「女性」記述の位置づけをまとめると、【生活】と【政治】という社会科において重要な学習課題を【女性】という新たな視点から

【資料2 「これからの政治」の指導案（第二時）】

(4) これからの政治熊原の事例について話し合う	本時のねらい ■熊原の事例で、中心となった女性の活動、憲法を暮らしの中に生かすことなどの意味を話し合い、これからの政治のあり方を考えることができる。 □自分たちの家庭の母親の生活を調べて、熊原の女性と比べて、考えることができる。		
	分節のねらいと内容	教師と児童の活動	留意点
つかむ (20)	感想を発表し合い、学習の問題をとらえることができる。 ■感想の発表 □学習課題の把握	①熊原に水道を敷設するまでの話を読んだ感想を話し合ってみよう。 ↓ 1. グループごとに話し合ってまとめた感想を発表し合う。 ↓ 2. 発表された感想の中から、みんなで話し合って考えたい問題を選ぶ。 ↓ 3. 熊原の話の中で、これまでの政治の学習と関係の深い事柄を選んで、みんなで話し合う問題を決める。	前時の、グループごとの話し合いのまとめを活用し、おもな感想を、グループごとに発表させる。カードに記入させて発表するのも効果的である。 これまでの政治学習で学んだ男女の平等や、健康で文化的な生活を営む生存権などの関連に着目させ、その視点から熊原の事例について考察させていくようにしたい。
まとめる (25)	学習の問題について話し合って考えることができる。 ■熊原の女の人たちの立場 ■水道をひく運動と憲法 □憲法の考え方による事例の意味づけ	②みんなで選んだ問題について話し合ってみよう。 ↓ 1. 平等権、生存権など基本的人権を中心として、その立場から問題について話し合う。 ↓ 2. この運動が成功したわけを話し合う。 ↓ 3. 生活と政治の結びつきについて話し合う。	身近な問題の解決を通して、憲法を暮らしに生かしたという点をおさたい。
●評価の観点			
①教科書や資料を活用し、憲法を暮らしに生かす意味がとらえられたか、感想文から判断する。			

【出典】宇沢弘文ほか編『改訂新しい社会 学習指導書』、東京書籍、1982年、90-91頁より筆者作成。



【図1 新たな市民性？】

(筆者作成)

読み解こうとしている点にその特質があるといえよう。

以上の考察から【図1】は、本単元の事例をもとに考えられる「新たな市民性」のモデルを示したものである。

【図1】に示したようにこれから未来に生きる子どもたちの市民性がどのような要素から構成されるのかはわからない。しかし、新たな「市民性」を生み出すためには、「政治」「生活」「女性」といった多様な要素を組み合わせ、多面的な価値を育む社会科授業が必要となろう。

4. 戦後の初等社会科教科書と「女性」記述の時代的特徴

前章までの考察を踏まえ、戦後の初等社会科教科書と「女性」記述との関わりを示したものが【図2】である。



【図2 戦後の初等社会科教科書と「女性」記述との
かかわり】

(筆者作成)

【図2】で示したように、各時代の「女性」記述の特徴にはいくつかの傾向がみられることが明らかとなった。

戦後の学習指導要領の各時期に対応した初等社会科教科書と「女性」記述との関係性は、「仕事」「家族」「歴史」「政治」「生活」「文化」「人権」といったテーマのもとで作られてきた。その出発点には、日本国憲法で示された男女平等の理念にもとづく主体的な「女性」の登場がある。これをもとにして、それぞれのテーマと結びつけた「女性」記述が各時期の初等社会科教科書の中で叙述されてきた。しかし、戦後の学習指導要領の各時期に対応した初等社会科教科書の「女性」記述の背景となる学問的なバックボーンは異なっていると考えられる。

戦後初期から1950年代までは、私たちの生活や文化に焦点を置いた「女性」記述であったために、歴史学や民俗学などをベースにした「女性」記述が多く見られた。

特に、家族としての「おかあさん」や農村や漁村、島で暮らす「働く女性」はそうした事例の典型であった。それに対して、日本が1960年代以降、高度経済成長を遂げていくにあたって、「働く女性」という視点にも変化が起こる。こうした日本社会を描く学問的ベースには、社会学や経済学などの社会科学的視点が多く取り入れられ、こうした視点が戦後初期とは位相の異なる「女性」記述として新たな変化を教科書にもたらしたのである。

そして、1990年代以降になると、東アジアの戦後補償やジェンダー概念の導入によって、学問的なバックボーンは学際的な学問領域へとその志向が推移していく。こうした学問的なバックボーンの推移が、「女性」記述をとりまく様相を変化させてきている。したがって、これからは日本だけでなく、東アジアや世界に向けた新たな「市民性」を構築することが求められる。このような歴史的な状況を把握したうえで、その内実としての「女性」の存在を捉え直すことが必要であると考えられる。

このような「女性」記述の歴史の変遷を踏まえて、今後の市民性のあり方を展望してみると、学問領域の多様化によって生じている学際的なアプローチをどのように社会科教科書の記述に取り入れながら、新たな時代を担う子どもたちに社会科授業を展開していくのかが問われている。一国史的な「記述」から国境を越えた「記述」へと社会科教科書のあり方を検討していく必要がある。

5. 成果と課題

本稿では、戦後の初等社会科教科書にみる「女性」記述から市民性の変遷を検討してきた。それぞれの学習指導要領の時期にみられる「女性」記述にはいくつかの傾向があることがわかった。こうした考察を踏まえ、暫定的にその傾向を示してみると以下の3点があげられる。

第一に、1951年版から1968年版までの「女性」記述では、農村や漁村、島のくらしといった生活の舞台で活動する女性の姿が描かれている点である。

ここでは、「おおかさん」としての家族的視点と「働く女性」としての社会的視点が併存していることが象徴的であった。また、「生活改善のために働く人々」として女性を位置づけている点も特徴的であった。

第二に、1977年版から1989年版までの「女性」記述では、農業人口の変化にともなって、工場での女性労働者の姿が多く描かれるようになった点である。

ここでは、歴史的な領域で女性が多く取り上げられるようになった点がその特徴であった。また、熊原の女性たちのような政治と生活を結びつけた主体的な活動は、「女性」記述の変化として特筆に値する点であった。

第三に、1998年版から2008年版までの「女性」記述では、ジェンダー研究の進展によって、近代の戦争と関連した女性の姿が描かれるようになった点である。

ここでは、東アジアを意識した「女性」記述が多数みられた点がその特徴であった。また、男性の育児参加や子育て支援などの男女共同参画社会の理念を生かした「女性」記述がみられたことも特徴的であった。

今後の課題は、一国史的な「記述」から国境を越えた「記述」へと社会科教科書のあり方を検討することである。そのために、東アジア的な社会科教育史の共同研究の成果も交えた学際的な分析の視点をより鮮明にし、初等社会科教科書で、「女性」をどのように取り上げ、「市民性」に向けた社会認識の形成と公民的資質の育成を図るのかを新たな視座で考察することが求められる。⁽⁶⁾

しかしながら、そうした学際的なアプローチによる社会科教育史研究はまだ緒に就いたばかりである。⁽⁷⁾ 特に、日本と韓国、中国といった東アジアの国々との価値観や歴史観の共有もいまだ十分な議論を尽くしているとはいえない現状にある。「国家」という枠組みを越えて、新たな社会を創造するための「市民性」とは何か。「女

性」記述のあり方を端緒に、これからも議論を続けていくことにその扉を開く一つの鍵があるのではないだろうか。

【註】

(1) 福田喜彦「戦後初期の初等社会科教科書にみられる「女性」記述の分析的検討—文部省著作教科書と『日本の社会』の比較をもとに—」『愛媛大学教育学部紀要』第59巻、2012年、235-254頁。

(2) 福田喜彦「昭和戦前期の歴史教育における「女性史」論の展開—歴史教育情報メディアの分析をもとに—」日本社会科教育学会全国研究大会論文集第7号、2011年10月、96-97頁。

(3) 長野ひろ子・姫岡とし子編『歴史教育とジェンダー』青弓社、2011年。本書で姫岡は、「ジェンダー関連記述」の少なさを以下のように指摘している。

1970年代初頭に台頭したフェミニズム運動の影響を受けて開花した新しい女性史研究は、女性運動、女性労働、女子教育、戦争と女性、家族、セクシュアリティなど、数多くの分野で女性の歴史を明らかにした。90年代以降のジェンダー史研究は、軍隊とジェンダーなど、女性には無関係だと考えられていた分野にも参入し、政治・経済・社会・文化・科学など、あらゆる領域のシステム形成にいかに関係しているかを解読している。こうした女性史・ジェンダー史研究の成果は、はたして歴史教育に反映されているのか。本書は、この点を確認するために高等学校で用いられている日本史および世界史の教科書を分析している。ジェンダーに関して、たしかに教科書執筆に変化の兆しは見られる。教科書によって違いはあるが、為政者以外の女性についての記述が散見されるようになり、最新の研究成果を取り入れているものも一部には存在し、ジェンダーを意識した執筆姿勢も垣間見られるようになった。しかし、全体的にはジェンダー関連の記述やジェンダーへの配慮はまだまだ少なく、とりわけ冒頭に掲載したアメリカの教科書と比較すると顕著な違いがある、というのが本書の結論である。

(同上書、275-276頁)

(4) 歴史教育者協議会編『歴史を生きた女性たち』(全3巻)汐文社、2009年。及び歴史教育者協議会編『学びあう女と男の日本史』青木書店、2001年。

(5) 近年の女性史研究の代表的な成果としては以下のものがあげられる。女性史総合研究会編『日本女性史』(全5巻) 東京大学出版会, 1982年, 脇田晴子他編『日本女性史』吉川弘文館, 1988年, 女性史総合研究会編『日本女性生活史』(全5巻), 東京大学出版会, 1990年, 脇田晴子・S・B・ハンレー編『ジェンダーの日本史』(全2巻) 東京大学出版会, 1994年。

(6) 韓国の歴史教育におけるジェンダー研究の動向については、「女性/ジェンダーの視点から歴史をどのように叙述するのか, それをどのように歴史教科書と歴史教育課程で作り上げるかについての熟慮とともに, 学校にいる教師たちの自発的関心と努力もまた非常に重要である。女性/ジェンダーの視点から歴史を眺め, 学び, 教える仕事は, 歴史学者, 歴史教育研究者, 教師のすべての関心と努力を必要とするのである」と指摘されている。詳しくは, 以下を参照のこと。梁豪煥編『韓国歴史教育の研究動向』책과함께, 2011年, 332-347頁。

(7) 共同研究を行った韓国でもその成果が共有されている。朴南洙氏・権五鉉氏・沈正輔氏による市民性調査を詳細に分析した論文では, 日本と韓国の中学生に対して行った市民性の特徴について報告されている。その報告で朴氏らは, 「市民性に関する知識と情報解釈の技能」「民主主義・市民権, 政府に関する生徒の概念」「国家・移民・女性の政治的権利に対する生徒の態度」「市民的関心と政治的活動」「市民的参加に対する機会についての生徒の見解」といった項目を統計的に解析している。朴氏らの解析によれば, 女性の権利のための態度については, 以下のような点が指摘されている。(朴南洙・権五鉉・沈正輔「韓・日中学生の市民性に関する態度と学校教育についての意識の比較」『社会科教育研究』第19巻第1号, 2012年, 47-62頁より一部筆者が訳出。なお, <表3>は省略した。)

洋の東西を問わず, 女性は長く, 男性と同等の権利を認められなかった。性別に関連した平等意識は多文化社会に求められる市民的資質と見ることができる。女性の権利や機会への生徒たちの態度を調べるために, 女性の政治的, 経済的権利と機会に関連する内容を提示した次の提案の内容についてどの程度同意しているかどうかを比較した結果は, <表3>のとおりである。表に示すように, 全体的に女性の政治的, 経済的権利への態度は, 韓国の中学生 (M=3.34) と, 日本の中

学生 (M=3.35) の両方で非常に肯定的な態度を見せ, このような両国の中学生の態度は, 統計的に有意な差を示さなかった ($t=0.66$, $p>.05$)。しかし, 項目別にみると, 女性の国会議員立候補と政治参加, 男性と同等の権利を持つべきだという点については, 両国の中学生も強く同意しているが, 韓国の中学生がより肯定的な態度を見せていた。また, 政治的リーダーとしての女性の能力については, 韓国の中学生に比べて日本の中学生がより積極的な態度を持っているが統計的に有意な差はなかった ($> p.05$)。要するに, 両国の中学生は女性の政治的, 経済的権利の機会についての項目に応じて多少違いはあるが全体的に見て非常に肯定的な態度を持っているといえる。

主な参考文献及び引用文献

- (1) 権五鉉「韓国社会科教育課程の改訂と歴史教育の改革—歴史科目の独立と「東アジア史」の新設—」全国社会科教育学会『社会科研究』第69号, 2008年, 51-60頁。
- (2) 朴南洙「韓国における初等社会科の構造と特質—「2007年改定社会科教育課程」を中心に—」全国社会科教育学会『社会科研究』第69号, 2008年, 61-70頁。
- (3) 全国社会科教育学会・韓国社会科教育学会研究交流論文集『日韓社会科教育研究の新しい動向』, 2011年。
- (4) 教育科学技術部『第2版 社会5-1』2012年3月1日, 119頁。
- (5) 伊藤康子『新日本の女性史』学習の友社, 1977年。
- (6) 辻村みよ子・金城清子『女性の権利の歴史』岩波書店, 1992年。
- (7) 鹿野政直『現代日本女性史』有斐閣, 2004年。
- (8) 野村育世・関民子・早川紀代編『絵本日本女性史』(全4巻) 大月書店, 2010年。
- (9) 上野千鶴子「歴史学とフェミニズム」朝尾直弘・網野善彦他編『岩波講座日本通史』別巻1, 岩波書店, 1995年, 149-184頁。
- (10) 天野正子・伊藤公雄他編『新編 日本のフェミニズム10』岩波書店, 2009年。
- (11) 女性史総合研究会編『日本女性史研究文献目録』(全4巻) 東京大学出版会, 1983年。
- (12) 呉香淑『朝鮮近代を駆けぬけた女性たち』梨の

木舎, 2008 年。

(13) 日韓「女性」共同歴史教材編纂委員会『ジェンダーの視点からみる日韓近現代史』梨の木舎, 2005 年。

(14) 全国社会科教育学会・韓国社会教科教育学会研究交流論文集『韓国・中国・日本における市民性教育』, 2012 年。

(15) 天野正子ほか『新編日本のフェミニズム 8 ジェンダーと教育』岩波書店, 2009 年。

(16) 天野正子ほか『新編日本のフェミニズム 10 女性史・ジェンダー史』岩波書店, 2009 年。

(17) 長野ひろ子『ジェンダー史を学ぶ』吉川弘文館, 2006 年。

(18) 千田有紀『ヒューマニティーズ 女性学／男性学』岩波書店, 2009 年。

(19) 春木育美『現代韓国と女性』新幹社, 2006 年。

(20) チャン・ピルファ著・西村裕美訳編『韓国フェミニズムの潮流』明石書店, 2006 年。

※本研究は、平成 24 年度科学研究費補助金基盤研究

(B)「日本と韓国における市民性に関する比較教育史研究」(課題番号: 22330251) による研究成果の一部である。